

江の川（下流）水害タイムライン検討会 設置要綱

（名称）

第1条 本会は、「江の川（下流）水害タイムライン検討会」（以下「検討会」という。）と称する。

（目的）

第2条 検討会は、台風等による風水害で起こり得る江の川水系大規模氾濫時に備えて、江の川（下流）水害タイムライン（防災行動計画）を検討することを目的とする。

（所掌事項）

第3条 検討会は、次の各号の事項について所掌する。

- 1 検討会の参加機関を対象とした江の川下流域の国管理区域内における風水害等による大規模氾濫時に備えたタイムライン（防災行動計画）の検討。
- 2 その他必要な事項。

（組織構成）

第4条 検討会の組織構成は、以下のとおりとする。

- 1 検討会の組織は、別紙に掲げる構成機関とする。
- 2 検討会に、座長を置くものとする。
- 3 座長は、会務を総括し、検討会を代表する。

（検討会の招集等）

第5条 検討会は、座長の招集により開催する。

- 2 座長は、検討会の構成機関以外の機関等の出席を求めることができる。

（公開）

第6条 検討会は原則公開とする。ただし、座長の判断により非公開とすることができる。

- 2 検討会における議事要旨は、検討会后、事務局が作成し、あらかじめ座長に確認の上、国土交通省中国地方整備局浜田河川国道事務所のウェブサイト公開するものとする。

（事務局）

第7条 検討会の庶務を行うため、事務局を置く。

- 2 事務局は、国土交通省中国地方整備局浜田河川国道事務所に置く。

(雑則)

第8条 本要綱に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項は、検討会で定める。

(附則)

この要綱は、令和元年6月11日から施行する。

この要綱は、令和元年7月11日から施行する。

この要綱は、令和元年9月13日から施行する。

この要綱は、令和6年2月 5日から施行する。

江の川（下流）水害タイムライン検討会構成機関

（構成機関）

江津市

川本町

美郷町

邑南町

（一社）島根県 LP ガス協会

（株）NTT フィールドテクノ 島根設備部

島根県企業局西部事務所

西日本旅客鉄道（株）中国統括本部

石見交通（株）

西日本高速道路（株）中国支社 千代田高速道路事務所

日本放送協会 松江放送局

日本海テレビジョン（株）

（株）山陰放送

山陰中央テレビジョン放送（株）

石見ケーブルビジョン（株）

（株）エフエム山陰

中国電力ネットワーク（株）浜田ネットワークセンター

中国電力（株）東部水力センター

陸上自衛隊出雲駐屯地

島根県

島根県県央県土整備事務所

島根県浜田県土整備事務所

島根県警察本部

江津警察署

川本警察署

江津邑智消防組合消防本部

江津邑智消防組合江津消防署

江津邑智消防組合川本消防署

気象庁 松江地方气象台

国土交通省 中国地方整備局 浜田河川国道事務所

（アドバイザー）

松江工業高等専門学校環境・建設工学科

広瀬 望 教授

（オブザーバー）

国土交通省 中国地方整備局 三次河川国道事務所

国土交通省 中国地方整備局 土師ダム管理所